

スタートアップ・ダイバーシティ推進事業委託業務
企画提案書募集要領

この要領は、スタートアップ・ダイバーシティ推進事業委託業務を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

※ 本事業の実施は、令和7年2月定例愛知県議会における予算の成立及び国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定を条件とする。

1 業務名

スタートアップ・ダイバーシティ推進事業委託業務

2 業務の目的

愛知県では、産業の競争力を維持・発展するために、スタートアップを起爆剤とする新たなイノベーション創出の仕組み作りが喫緊の課題であると考え、2018年10月に「Aichi-Startup 戦略」を策定（2025年3月改定予定）し、2024年10月にはスタートアップ支援の中核となる STATION Ai をオープンした。

こうした中で、持続的にイノベーションが創出される環境を醸成するためには、①多様な価値観や経験を有する人材が交流可能な空間内に集積していること、②集積した人材が交流し、チームを作り、事業化を促すコミュニティがあること、が必要であると考えている。

この①に関して、現状 STATION Ai の女性起業家比率は約10%に留まるなど、多様な人材がスタートアップ・エコシステムに集積しているとは言えない状況にあると考えている。

本事業ではこうした課題を解決することを目的とし、多様な価値観や経験を有する人材を、STATION Ai を中心とする当地域のスタートアップ・エコシステムに参画させる事業を実施することで、イノベーションの土壌づくりを目指すものである。

3 業務内容

スタートアップ・ダイバーシティ推進事業委託業務を実施するにあたり、以下の業務を実施する。

<業務内容>

- (1) テーマと KPI の設定
- (2) 提案公募の実施
- (3) 提案事業の実施管理
- (4) ワークショップの開催
- (5) 成果報告会の開催
- (6) その他(1)～(5)に関連する業務

詳細は、「スタートアップ・ダイバーシティ推進事業委託業務仕様書」による。

4 業務実施上の注意点

- (1) 県の承諾を得た場合を除き、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。業務の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を県と事前に協議すること。
- (2) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (3) 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。

- (4) 本業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置するとともに、業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 何らかのトラブルが発生した場合は、総括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。
- (6) 受託事業者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。
- (7) 業務実施の打ち合わせを定期的に行い、県が求めた場合は打ち合わせた内容の議事録を速やかに県に提出すること。
- (8) 県等の他の事業との連携など、業務の実施に際しては柔軟に対応すること。

5 提出物

- ・業務報告書（電子データ） 1式
 - ・その他、本県が指示したもの
- ※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

6 納品場所

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課

7 応募資格

応募資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県税及び国税が未納でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (4) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないものでないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (7) スタートアップ支援の実績を有していること。

8 募集期間

2025年2月21日(金)から2025年3月13日(木)午後5時まで

9 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 委託金額限度額
金70,801,106円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。
（ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき該当する場合は、全額免除する。）
- (4) 契約期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日（火）までとする。

(5) 委託費の支払条件

原則、事業終了後に支払う。ただし、県が必要と認めた場合、前金払いを可能とする。

(6) その他

企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

10 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格及び制限枚数
①企画提案書（表紙）	様式 1 を使用	A4 縦 1 枚
②企画提案書（内容）	自由様式にて記載（参考様式を参照）	A4 10 枚まで
③経費見積書	様式 2 を使用	A4 縦 2 枚まで
④スタートアップに対する支援実績	自由様式にて記載	A4 3 枚まで
⑤添付資料	<p>A 令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿に<u>登載されている場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案者の概要が分かるもの ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3 を使用） ・企画提案書の非開示願（必要な場合のみ）（様式 4 を使用） ・（共同事業体の場合）共同事業体協定書の写し、委任状 <p>B 令和 6・7 年度愛知県入札参加資格者名簿に<u>登載されていない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案者の概要が分かるもの ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3 を使用） ・企画提案書の非開示願（必要な場合のみ）（様式 4 を使用） ・（共同事業体の場合）共同事業体協定書の写し、委任状 ・直近 2 年間の決算報告書 ・定款、寄付行為の写し ・愛知県税の滞納がないことの証明書（直近のもの）又は愛知県税の納税義務がないことの申出書（様式 5 を使用） ・法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（直近のもの） 	—

イ 記述する内容等

①企画提案書（表紙）

- ・様式1を使用し、本業務を行うにあたっての基本的情報を記載すること。
- ・文字サイズは12ポイント以上とすること。

②企画提案書（内容）

- ・全体方針（基本方針、目的等）
- ・事業の運営体制(組織体制図)、コーディネーターの実績/経歴及び想定稼働日数、従事者の実績/経歴及び役割分担
- ・ダイバーシティの各テーマに係る提案公募及び再委託事業の支援・管理
 - ①ダイバーシティの各テーマに係る提案公募に関する手法及び工夫
 - ②採択事業者に対する支援
 - ③ワークショップや成果報告会の開催内容・手法
- ・他の民間事業者と本事業の趣旨に合致する様々な企画の誘致・共催・連携等
- ・スタートアップのプロダクトの活用
- ・事業スケジュール
- ・その他PRポイント

③経費見積書

- ・様式2を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
- ・単位は円とすること。

④スタートアップ支援/スタートアップ・エコシステムに関するダイバーシティの推進関する取組実績

A4、3枚以内で取組実績を記載すること。

⑤添付書類

- ・提案者の概要がわかるものについては、パンフレット、会社案内用プレゼン資料等とする。
- ・定款・寄付行為の写しについては、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。
- ・様式3及び申告する内容を証明する書類の写しを添付すること。
- ・共同事業体の場合は、共同事業体協定書の写し及び委任状を添付し、構成員ごとに添付資料を提出すること。

ウ 企画提案に当たっての留意事項

- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。
- ・本事業に係る成果物は、県に帰属するものとする。

エ 提出部数

7部とする。

（⑤添付書類について、「提案者の概要が分かるもの」は7部、それ以外は1部とする。）

(3) 提出期限等

ア 提出期限 2025年3月13日（木）午後5時必着

※ 提案書に不備等があり、提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とし、書類は返却しない。なお、郵送の場合、提出期限の午前中に愛知県に必着のこと。

イ 提出方法

持参、又は郵送（配達証明に限る）、もしくは信書便（手渡ししたことが証明されるもの

に限る)のいずれかとする。

ウ 提出先 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎地下1階
愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課
創出・成長支援グループ(担当:金丸・松山)

エ 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案は、1事業者1案とする。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び選定委員会での使用に限る)する。
- ・提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

オ 問合せ先

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課 創出・成長支援グループ
(担当:金丸・松山)

TEL:052-954-6859(ダイヤルイン)

E-mail:startup@pref.aichi.lg.jp

(※)問合せは電子メールで行うこと。電話での問合せは受け付けない。

電子メールでのお問合せの際は、件名(題名)を必ず「スタートアップ・ダイバーシ
ティ推進事業委託業務・質問」とし、様式6に記載し送付すること。

企画提案書募集に関する質疑の受付期限は、2025年3月4日(火)とする。

なお、問合せへの回答については、問合せのあった申請者宛に電子メールで回答する
ほか、県スタートアップ推進課のWEBページに掲載する。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/startup/2025-diversity.html>)

企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、
公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

1.1 選定事業者数

1者

1.2 審査の実施

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために選定委員会を設
置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類(以下「提案書」という。)について、形式審査を行
った後、選定委員会において選定する。ただし、提案が3件程度を超えた場合は、委員会での審
査に先立ち、書面による予備審査を行う(選定委員会と同様の基準にて審査。)

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

選定委員会における審査は、提案書に基づく書面審査及び、下記の提案者によるプレゼンテー
ションにより行う。

ア プレゼンテーションの実施日時

2025年3月25日(火)

※ 時間は別途指定することとし、指定された時間以外での参加は認めない。

イ プレゼンテーションの実施方法

Zoom ミーティングによるオンラインでの実施

※ミーティングルームは県で設定のうえ、パスコード等は別途連絡する。

ウ プレゼンテーションにおける注意事項

プレゼンテーションは、1者10分とし、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。プレゼンテーションは提案書に基づいて行うこととし、追加の書類の提出及びZoom ミーティングの画面共有機能の使用は認めない。

※ プレゼンテーションは日本語で行うこと。

(3) 選定基準

委託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

ア 実施方針、実施体制の妥当性

- ・基本方針、スケジュールについて、県が当取組を行う目的を理解した上で適切に検討されているか。
- ・実施・運営体制（組織体制）、実施担当者（専門性）は適切か。
- ・コーディネーターは、国内外のスタートアップ・エコシステムとの結節点となりうる人材か、愛知県のスタートアップ・エコシステムへの理解を有しているか。また、十分な稼働を割くことが可能か。

イ ダイバーシティの各テーマに係る提案公募及び再委託事業の支援・管理

- ・各テーマに関して優良な提案を多数募ることができる取組がされているか。
- ・優良な提案を選定できる選定方式を採用しているか。
- ・採択事業者の事業実施を支援可能な取組がされているか。
- ・ワークショップや成果報告会が魅力的なコンテンツになっているか。

ウ 他事業者との協業

本委託事業の実施を通じて、他の民間事業者と本事業の趣旨に合致する様々な企画の誘致・共催・連携等を行えるか

エ スタートアップの製品の活用

本委託事業の実施を通じて、スタートアップの製品を活用できているか。

オ スタートアップ支援実績・その他 PR ポイント

スタートアップの支援やダイバーシティ推進に関する実績や知見・ノウハウを有しているか。その他 PR ポイントがあるか。

カ 費用対効果

経費の見積もりは適切か。

キ 社会的取組

社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2025年3月下旬（予定）に全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(5) 契約

- ・選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。
- ・候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次

点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

1 3 公募説明会の開催

公募説明会を2月28日（金）15時からオンラインで公募説明会を開催する。参加を希望する場合は、2月27日（木）午後5時までに、「10（3）オ 問合せ先」に記載のメールアドレス宛に、件名（題名）を「スタートアップ・ダイバーシティ推進事業委託業務公募説明会申込み」とし、本文に企業名、参加者氏名、連絡先電話番号、メールアドレスを記載のうえ、申し込むこと。開催日の正午までにオンライン会議の参加URLを送付する。

1 4 スケジュール（予定）

2025年2月21日 委託事業者の公募開始
2025年2月28日 公募説明会の開催
2025年3月13日 公募締切
2025年3月25日 選定委員会開催
2025年3月下旬 委託事業者決定
2025年4月上旬 契約締結、委託業務開始
2026年3月31日 委託業務完了

1 5 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合